

# 防犯カメラの更新・修繕費用を補助します

## - 令和5年度 仙台市防犯カメラ設置等事業補助金 -

仙台市では、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金により設置した防犯カメラの更新・修繕に要する経費の一部を補助します。

### 対象団体

仙台市防犯カメラ設置等事業補助金を活用して、防犯カメラを設置した地域団体

### 防犯カメラ更新等の条件

次の要件を全て満たすことが必要です。

- ・ 街頭犯罪の発生の抑制を目的とするもの  
(不法投棄発生の抑制のみを目的とするものは除きます)
- ・ 道路、公園等の公共空間を撮影するもの
- ・ 常時撮影が可能で、録画機能があり、特定の場所に5年間以上継続して設置するもので市が定める条件を満たすもの
- ・ 地域において防犯カメラの更新等について合意が得られていること
- ・ 宮城県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、適切な設置運用を行うもの
- ・ 年度内(3月31日まで)に更新等が完了するもの
- ・ 仙台市防犯カメラ設置等事業補助金により設置したカメラで、設置等した年の翌年度から5年を経過したもの
- ・ 防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状況にあること
- ・ 防犯カメラ以外の支柱等のみの更新・修繕でないこと



### 対象となる経費

- ・ 防犯カメラを構成する機器の更新及び更新工事に係る経費
- ・ 防犯カメラを構成する機器の修繕及び修繕工事に係る経費



### 補助率等

更新：補助率1/2(ただし、防犯カメラ1台の更新につき15万円を上限額とします。)

修繕：補助率1/2(ただし、防犯カメラ1台の修繕につき5万円を上限額とします。)

### 申請受付期間

令和5年7月3日(月)から 令和5年8月31日(木) 必着

- ・ 先着順ではありませんので、上記期間中に申請書を提出してください。
- ・ 申請受付期間終了後、申請内容や添付書類等を審査の上、対象の可否や対象補助額等について文書にて通知します。
- ・ 予算を超える申請があった場合は、補助対象団体の選定や対象台数等の調整を行います。

### 申請先・問い合わせ先

仙台市青葉区二日町1番23号アーバンネット勾当台ビル9階  
(仙台市役所二日町第四仮庁舎)

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 ☎022-214-6151

## 【補助金手続きの流れ】 ※更新・修繕工事は交付決定後に実施してください

### ① 交付申請（申請者⇒市） 【7月3日～8月31日】

- 交付申請書を提出（添付資料を含む）
    - ・更新・修繕内容の検討
    - ・地域の合意形成（総会等により防犯カメラ更新が決定しているなど）
    - ・設置場所の所有者へ相談（道路や公園等の場合は各管理者へ設置相談）  
※各管理者は最終ページ「相談窓口一覧」を参照
    - ・設置にかかる経費（機器購入費、工事費用等）の見積書
- ～～申請時の添付書類は、申請書裏面に記載しています。～～



### ② 交付決定（市⇒申請者） 【9月下旬】

- 申請団体に交付決定通知を送付します。
  - ・予算額を上回る場合は、補助対象団体及び対象台数等を調整します。



### ③ 防犯カメラの設置工事（申請者） 【交付決定後】

- 交付決定通知日以降に防犯カメラの更新・修繕工事を開始してください。  
(年度末(3月31日)までに設置工事を完了すること)
  - ・設置場所の所有者の許可を得てから着工してください。  
(相談先については、相談窓口一覧参照)



### ④ 事業費の支払い（申請者⇒カメラ設置等事業者） 【設置工事完了後】

- 更新・修繕工事完了後にカメラ設置等事業者へ支払いしてください。  
※支払後の領収書を実績報告の際に提出していただきます。



### ⑤ 実績報告・交付請求（申請者⇒市） 【設置工事完了・支払後】

- 実績報告書を提出（添付資料を含む）
  - ・防犯カメラ更新・修繕後の状況写真及び撮影された画像
  - ・収支決算書、業者へ支払った領収、補助金交付請求書の提出



### ⑥ 補助金の支払（市⇒申請者）

- 申請団体の口座名義へ補助金振込